

自動給水栓（電動アクチュエータ）外検査等業務

仕 様 書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所（以下、「発注者」という。）が発注する「自動給水栓（電動アクチュエータ）外検査等業務」に適用する。

第2節 概要

本件は、利根川下流総合管理所において実施する高温障害対策調査に使用する自動給水栓（電動アクチュエータ）及び通信中継機の検査・初期設定を行うものである。

第3節 検査等の対象となる製品

この契約における検査等対象となる製品は次のとおりである。

製品名	数量	備考
自動給水栓（電動アクチュエータ）	30台	通信集約型（LoRa型）、 WATARAS
通信中継器（無線ボックス、通信ボックス、通信ケーブル、電源ケーブル込）	3台	WATARAS 対応型

第4節 受領場所・納品場所

茨城県つくば市観音台2丁目1-6 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門（以下、農研機構）
茨城県かすみがうら市牛渡359 独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所霞ヶ浦用水管理所（以下、霞ヶ浦用水管理所）

第5節 履行期間

履行期間は、契約締結後から令和8年5月20日までとする。

第6節 担当職員

本件の担当職員は、利根川下流総合管理所霞ヶ浦用水管理所管理担当職員とする。

第7節 提出図書

受注者は、本件の履行完了までに検査及び初期設定が完了したことを示す以下の書面を提出するものとする。

1. 検査結果、初期設定結果 報告書
2. 作業状況写真

第8節 設計変更

本件の履行において、検査の際に部品等に経年劣化や不具合等が確認され、追加作業が生じる場合は、担当職員と協議するものとする。

なお、協議により担当職員が追加作業の実施を指示した場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

第9節 その他

仕様書等に明記された事項又は仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 実施内容

受注者は、第1章第3節に示す製品を正常な状態で使用し得るように次の検査等を行うものとする。

1. 条件

対象となる製品は、農研機構から発注者が貸与されるものであり、受注者は農研機構にて発注者立会いの下、製品を受領し、検査等を行うものとする。なお、検査等終了後は霞ヶ浦用水管理所に納品するものとする。

2. 検査等内容

(1) 自動給水栓（電動アクチュエータ）検査

農研機構に保管されている自動給水栓について、機器の諸動作、通信、太陽光発電が正常に作動するかどうかの点検を行うものとする。

(2) 初期設定（自動給水栓（電動アクチュエータ）の設定）

検査終了後、現地にて調査に使用できるよう機器の初期設定（制御設定値の変更）を行うものとする。

(3) 初期設定（通信設定）

農研機構に保管されている通信中継器について、現地にて調査に使用できるよう機器の初期設定（通信設定の変更）を行い、各アクチュエータと通信確認を行うものとする。

(4) 初期設定（マスタ設定）

実証者が自動給水栓システムを利用できるようにするため、初期設定（利用者登録、設置場所登録、気象データ連携ほか）を行うものとする。

以上

数量総括表

種別	名称	単位	数量	備考
自動給水栓(電動アクチュエーター)外検査等業務				
直接業務費		式	1	
	自動給水栓(電動アクチュエータ)検査	台	30	諸経費含む
	初期設定(電動アクチュエータ設定)	台	30	諸経費含む
	初期設定(通信設定)	台	30	諸経費含む
	初期設定(マスタ設定)	台	30	諸経費含む
直接経費		式	1	機器運搬費